

岡山大学法学部履修細則

平成28年2月23日 教授会決定
平成30年1月24日 教授会決定
平成31年1月23日 教授会決定
令和元年12月25日 教授会決定
令和3年3月8日 教授会決定
令和3年7月28日 教授会決定
令和5年1月25日 教授会決定
令和7年1月22日 教授会決定
令和8年1月21日 教授会決定

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学法学部規程第10条及び第10条の2の規定に基づき、岡山大学法学部（以下「本学部」という。）における履修について必要な事項を定めるものとする。

(履修コースの届け出)

第2条 学生は、第2年次終了時に、所属する履修コースを法学部長に届け出なければならない。
2 所属した履修コースの変更を希望する者は、履修コース変更届を別途指定する期日までに提出するものとする。

(専門教育科目の履修資格)

第3条 学生は、第1年次・第2年次配当の専門教育科目を20単位以上修得しなければ第3年次・第4年次配当の専門教育科目（演習Ⅱを除く。）を履修できない。
2 第1年次・第2年次の間に学則第32条の規定により留学する者は、前項の規定にかかわらず、第1年次・第2年次配当の専門教育科目を別に定める単位以上修得すれば、第3年次・第4年次配当の専門教育科目を履修できるものとする。

(演習)

第4条 学生は、演習Ⅰを第2年次に、演習Ⅱを第3年次及び第4年次に履修するものとする。
2 演習に関し、必要な事項は、別に定める。

(課題研究)

第5条 学生は、第4年次に課題研究の履修を認められることがある。ただし、特別の事情がある場合は、第3年次での履修を認められることがある。
2 課題研究に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業資格単位数)

第6条 法学科を卒業するためには、別表第1に定めるところにより、全学共通科目の単位を11単位以上、英語科目の単位を9単位以上及び専門教育科目の単位を104単位以上修得しなければならない。
2 学生は、他の学部の専門教育科目（全学交流科目を除く）を20単位を超えない範囲で、前項の専門教育科目の単位として修得することができる。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年1月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の授業科目の履修方法にかかわらず、令和6年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の授業科目の履修方法にかかわらず、令和7年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第1

法学部法学科卒業資格単位数

科目区分		授業科目名		必修単位	卒業資格単位数
全学共通科目	課題探究	知の探研		3単位	11単位
	情報・数理データサイエンス	情報教育科目	情報処理入門1 (情報機器の操作を含む)	1単位	
			その他「情報教育科目」		
		数理・データサイエンス科目	数理・データサイエンスの基礎	1単位	
	その他「数理・データサイエンス科目」				
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学		2単位まで卒業資格単位数として認める。	
		スポーツ演習科目			
	市民性と異文化理解	実践知科目			
		芸術知科目			
		市民性教育科目			
言語文化科目					
計				11単位	
英語科目	必修英語	コミュニケーション英語 (S&L)	2単位	9単位	
		コミュニケーション英語 (R&W)	2単位		
		アカデミック英語 (プレゼンテーション)	2単位		
		アカデミック英語 (ライティング)	2単位		
	選択英語	高年次英語	1単位		
計				9単位	
専門教育科目	全学交流科目	社会系交流科目 (法学部以外の開講科目)		4単位	2つの交流科目グループからそれぞれ1単位を必修とし、1つの科目グループは2単位を必修とする。4単位まで卒業資格単位数として認める。
		生命系交流科目			
		自然系交流科目			
	専門基礎科目	法政基礎演習		1単位	100単位
	専門科目	法政基礎科目群		8単位	
		法政共通科目群		8単位	
		グローバル法政科目群		4単位	
		所属する履修コースのコースコア科目I		10単位	
		所属する履修コースのコースコア科目II		8単位	
		演習II		8単位	
		課題研究			
		課題英語		2単位	
	法学部専門科目				
他学部開講科目 (全学交流科目を除く)				20単位まで卒業資格単位数として認める。	
計				104単位	
合計				124単位	

岡山大学法学部法曹プログラム履修細則

令和元年11月20日教授会承認

令和3年2月24日教授会改正

令和4年9月2日教授会改正

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学法学部規程（平成16年岡大法規程第1号）第10条の3第2項の規定に基づき、岡山大学法学部法曹プログラム（以下「プログラム」という。）の履修について、必要な事項を定めるものとする。

(受入時期)

第2条 プログラムの受入れ時期は、第2年次の始めとする。

(受入定員)

第3条 プログラムの受入定員は、40名程度とする。

(履修資格)

第4条 プログラムを履修できる者は、第1年次終了時まで、卒業資格単位数を32単位以上修得した者とする。

(履修手続)

第5条 プログラム履修を希望する者は、別途指定する期日までに、学部長に別紙1の願書を提出しなければならない。

(選考及び許可)

第6条 プログラム履修者の選考は、法学部教務委員会において、第4条に定める履修資格を審査し、法学部教授会の議を経て、学部長が許可する。

(修了認定)

第7条 プログラム履修者のうち、卒業の要件を満たし、別表に定めるプログラム修了資格単位数を59単位以上修得した者について、法学部教授会の議を経て、プログラム修了を認定するものとする。

(修了証書)

第8条 プログラム修了者には、別紙2の修了証書を授与するものとする。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行し、令和元年度入学者から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

法曹プログラムの履修資格・修了資格単位数

年次	必修科目		選択必修科目		選択科目	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年次	法政基礎演習	1	憲法入門	1	国際法入門	1
			生活民法	1	法の歴史と思想	1
			刑法入門	1	法社会学概論 a	1
			憲法（総論・統治） ab	2	法社会学概論 b	1
			民法総則 ab	2		
			民事手続法概論	1		
			刑事手続法概論	1		
2年次	民法Ⅰ（法曹）	4	憲法（人権） ab	2	国際法総論 ac	2
	憲法Ⅰ（法曹）	2	刑法総論 ab	2	国際法総論 b	1
	憲法Ⅱ（法曹）	2	物権法	1		
	民法Ⅱ（法曹）	4	担保物権法	1		
			会社法 ab	2		
			行政法総論Ⅰ	1		
			債権総論 ab	2		
			親族法	1		
			相続法	1		
			会社法 c	1		
			憲法（人権） c	1		
		行政法総論Ⅱ ab	2			
3年次	刑法（法曹）	4	刑法各論 a	1	労働法 ab	2
	民法Ⅲ（法曹）	4	契約法	1	国際法各論 a	1
	商法（法曹）	4	不法行為法	1	税法 a	1
	民事訴訟法（法曹）	4	企業取引法 ab	2	経済法 ab	2
	刑事訴訟法（法曹）	4	刑事訴訟法 ab	2	法哲学	1
	行政法（法曹）	2	民事訴訟法 ab	2	行政学 ab	2
	演習Ⅱ	4	行政救済法Ⅰ ab	2	法と正義 ab	2
	演習Ⅱ又は課題研究	4	企業取引法 c	1	法史学 ab	2
			刑法各論 bc	2	労働法 c	1
			行政救済法Ⅱ	1	税法 bc	2
			リーガルライティング演習	1	国際法各論 bc	2
					国際家族法 a	1
					国際家族法 b	1
				経済法 c	1	
計		43		42		28

※ 「選択必修科目」の中から16単位以上の修得が必要

※ 合計59単位以上の修得が必要

岡山大学法学部法学科法曹プログラム履修願書

令和 年 月 日

法学部長 殿

学生番号 _____

氏 名 _____

私は、本学部法学科法曹プログラムの履修を希望しますので、選考の上、許可くださるようお願いします。

法曹プログラムの修了証書

第〇〇〇〇-〇〇号

修了証書



氏名
生年月日 年 月 日

岡山大学法学部法学科法曹プログラムの所定の課程を修めたことを認める

年 月 日

岡山大学法学部長

〇 〇 〇 〇



学部長印